

令和5年（ネオ）第42号 上告申立事件

上告人 株式会社王王軒

被上告人 徳島県

上告理由書

令和5年9月8日

最高裁判所 御中

上告人訴訟代理人 弁護士 辰巳裕規 代

同 富本和路 代

同 森本健夫

【目次】

第1 適正手続の保障（憲法31条）違反	2
1. 公表基準が定められていないこと	2
2. 聴聞・弁明の機会が与えられていないこと	3
3. 事後的救済がなされていないこと	3
第2 平等権違反（憲法14条違反）	4
第3 営業の自由・財産権侵害（憲法22条1項・29条）	4

【本文】

本件の上告理由は以下のとおりである。

第1 適正手続の保障（憲法31条）違反

1. 公表基準が定められていないこと

被上告人は感染症法16条及び厚労省「基本方針」「事務連絡」（甲7）を根拠に本件店名公表を行ったとしているが、感染症法16条にも「基本方針」「事務連絡」にも公表に際しての要件その他の公表の基準が何ら定められていない。その結果、公表の必要性・緊急性・内容・相当性・方法等について、上告人の被る不利益も考慮しながら慎重な検討が行われず、被上告人の広範な裁量のもとで恣意的な店名公表の運用がなされることとなる。被上告人においては令和2年10月16日に「徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例」が制定され、同条例6条1項において「クラスター発生施設の公表等」として「知事は、県内の施設において、当該施設の設置者、所有者若しくは管理者若しくは当該施設を催事等の開催のために使用する者若しくはこれらの使用者その他の従業者(以下「施設の使用者等」という。)又は当該施設の利用者に係るクラスター又はその活動の状況がクラスターを発生させるおそれのある患者(以下「クラスター等」という。)が発生した場合であって、当該施設において当該クラスター等により新型コロナウイルス感染症に感染したおそれのある全ての従業者、利用者その他の関係者に対して当該クラスター等の発生後直ちに連絡を行うことができないときその他の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のために必要があると認めるときは、感染症法第十六条第一項の規定に基づき、当該施設の名称、当該施設における新型コロナウイルス感染症の感染防止策の状況、当該クラスター等の発生の要因が前条第二項に規定する適切な感染防止策が講じられていなかったことと考えられる場合には、当該講じられていなかった感染防止策、その他感染を拡大させないための適切な

行動を個人がとることができるようにするために必要な情報を公表するものとする」と定められるに至った。本件店名公表は感染者が20分間立ち寄っただけであり、クラスター等が発生した事案ではないから本条例の基準によっても公表がなされることはない事案であった。

公表基準が定められていない段階での店名公表は、行政の恣意的な運用による不利益を招来するものであり、県民や事業者の予測可能性を奪い、また不利益を事前・事後的に争う手段が与えられない点で適正手続の保障に違反する。

2. 聴聞・弁明の機会が与えられていないこと

飲食店にとって感染症という衛生面に関する情報は極めて機微な情報となり、風評被害を含めて、企業継続に深刻な打撃を与えるものである。店名公表されることによる不利益が生じることに鑑みれば、聴聞・弁明の機会など手続保障が十分に与えられるべきであるし、公表される者に対しても十分な手続保障がなされていなければ、公表そのものが実体的にも違法となる。

そして、感染経路の調査途中においても、公表の緊急性がある場合には、公表が許容されるような場合があると思われるが、本件では濃厚接触者となる友人ら8名の感染は確認されておらず（まずは、友人8名の感染の確認を急ぐべきであろう）、飲食店店長や従業員の陰性は確認されていたのであるから公表の緊急性など認められない。それにも拘らず上告人に対して、公表前日にも面談も現場臨場もせず、電話による口頭形式だけで、かつ県知事の権力を背景、公表の同意を事実上強要するかのようなやりとりだけがなされただけであれば、上告人に十分な反論のための情報や時間を与える等の防御の機会（聴聞・弁明の機会）を与えなかったものとして、手続保障の観点から端的に憲法31条の適正手続の保障に違反する店名公表であったといえる。

3. 事後的救済がなされていないこと

仮に店名公表の緊急性があったとしても、その後友人ら8名の陽性が確認されず、また上告人店舗においてクラスターはもちろんのこと、感染者も確認さ

れないままであったのであるから、被上告人としては追加情報としてクラスターが発生しなかったこと、感染者も確認されなかつたことを発する必要がある。上告人には県知事のように影響力のある形で、店名公表について事後的な追加情報を発する能力はないのであるから、被上告人が追加情報を発すべきであるし、そのような要求をする手続機会が上告人には与えられていない。そして、現在でも徳島県知事の本件記者会見はテキストでも動画でもWEB上に公開されたままである。事後的な救済手続が与えられない店名公表である点においても本件店名公表は憲法31条に違反する。

第2. 平等権違反（憲法14条違反）

1. 本件店名公表は、クラスターを発生させた飲食店自身の店名公表ではなく、感染者がその後に立ち寄った飲食店、自らは何らの非もない飲食店の店名公表の事案である。
2. 感染者が立ち寄っただけで同意がないにも拘らず店名公表がなされた事案は徳島県内においては上告人だけである。前述のとおり、その後に制定された徳島県の条例でも、クラスター等を発生させた店舗であればともかく、感染者が立ち寄っただけで店名公表がなされることは予定されていない。
3. おりしも令和2年7月28日に「事務連絡」が厚労省から発生された直後の店名公表であり、果たして、事務連絡の趣旨を正確に理解していたか疑問である中で、「事務連絡」後の同意なき店名公表の第一号を全国知事会の会長であった被上告人知事が功を焦った感も否めない。
4. 徳島県内において、感染者が飲食店に立ち寄った例は現在まで数多ある。しかし、何故上告人だけが店名公表されたのか、極めて疑問である。本件店名公表は憲法14条に違反する違憲・違法なものである。

第3. 営業の自由・財産権侵害（憲法22条1項・29条）

1. 飲食店にとって感染症の情報は極めて機微な情報であり、新型コロナの感染に関して店名公表をされることは、営業継続に極めて致命的な影響を与える不利益なものである。かかる情報が県・県知事より発せれるときのダメージは、ネット上の口コミの書き込みに比ではないことは言うまでも無い。
2. 従って、被上告人には上告人の営業権・財産権を侵害してはならないという規範が与えられており、店名公表は公共の福祉に反しない限りにおいてのみ許容される（憲法22条・29条）。新型インフルエンザ等対策特別措置法5条も「基本的人権の尊重」として「国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない」と定めているところである。
3. 本件店名公表は、ラーメン店に20分間立ち寄った際に同席していた客に対して注意喚起をし、また特定して疫学的調査を行うことが目的であるところ、その方法としてインターネットで、全く無関係な圧倒的な多数の県民・国民に（さらには世界中に）店名を「晒す」ことを選択している。必要性も緊急性も乏しく、しかも、店長や従業員の陰性が確認されていることなどの安全情報は伝えず、誰にどのような行動を求め、対象外の圧倒的多数の県民等にどのような行動を求めるのかがまったく示されない方法で行われており、方法も相当では無い。営業権・財産権の必要最小限の制約とはとてもいえず、違憲違法である。
4. また、上告人は何らの落ち度もないのであり、それにも拘らず行政目的のために犠牲を強いられる立場となったのであるから、憲法29条3項あるいはその趣旨に鑑み、犠牲に対する何らかの補償がなされるべきである。それは金銭対価でなくとも、不利益情報の追加的は正（感染者やクラスターがでなかつたことなどの安全情報の追加）や、何らかの「ねぎらい」「感謝」でもよい。県知

事がラーメンを食べに行くパフォーマンスでもよい。名前を出しっぱなしで、その後に何らの手当ても一切しないというのは、憲法29条3項の趣旨に反する。上告人は徳島県を愛し、徳島ラーメンを愛して今も小さなラーメン店の営業に汗を流している。最高裁は人権の砦として、徳島の小さなラーメン屋さんの訴えに何らかの正義の調味料を加えて上げて欲しい。

以上